

山梨県公報

第二千八百十六号

平成三十年

八月十六日

木曜日

目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………四二一
- 土地収用事業の認定……………四二一
- 道路の区域変更(三件)……………四二二
- 道路の供用開始(四件)……………四二三

公告

- 公共測量の実施……………四二四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四二四

告示

山梨県告示第二百三十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	甲府市	平成三十年八月八日

山梨県告示第二百三十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 起業者の名称 富士川町
- 二 事業の種類 富士川町学校給食センター整備事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 山梨県南巨摩郡富士川町大字小林字南明寺東地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

富士川町学校給食センター整備事業(以下「本件事業」という。)は、町内に点在する町立の小中学校の給食施設を一元化するため、起業者が学校給食センター(以下「本件施設」という。)を整備する事業であることから、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成二十九年七月に「富士川町学校給食センター整備基本計画」において本件施設の整備についてその具体的な方針を定めている。

また、起業者は、平成三十年度補正予算において本件事業の用地費その他の経費について予算措置を講じており、また工事費については、平成三十一年度以降の予算にて計上することを確約している。

よって、これらのことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、現在、合併前の旧町時代の施設を受け継ぎ、自校方式(旧増穂町)とセンター方式(旧鵜沢町)により、給食を児童生徒に提供している。しかし、自校方式の給食室は、いずれも築後約四十年を経過し、給食センターも築後約五十年を経過する等、施設設備の老朽化が顕著であり、衛生上も好ましくない状況となっている。

一方、平成二十一年の学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の改正に伴い、学校給食衛生管理基準(平成二十一年文部科学省告示第六十四号。以下「衛生管理基準」という。)が制定され、食の安全については、より厳しい衛生管理が求められているが、現状の施設は、衛生管理基準で求められているドライ方式に対応できていない。また、衛生管理基準では、汚染区域や非汚染区域、作業工

程における部屋の区分を求めているが、現在、そのような区分にも対応できていない状況である。

このような状況の下、起業者にとつて、早期に衛生管理基準に準じた施設を整備し、児童生徒に安心して安全な、栄養バランスの良い、おいしい給食を提供することは極めて重要な課題であり、それを解決するためにも本件施設の建設は必要不可欠である。

また、本件施設は、重要性が高まりつつある食育教育の推進拠点、災害時の米飯の炊き出し支援施設としての機能も併せ持つことを計画している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響について、起業者は、工事の際に、景観に配慮した遮音シート張りや工事に伴う騒音及び振動の発生を抑える低音重機の使用に努めることとしている。また、工事に当たっては、事前説明会を開催するなど地域住民にも配慮し、要望事項には誠実に対応することとしている。

本件施設稼働後についても、臭気が発生し易い厨房除害施設や調理室からの換気扇の排出口は屋上等に配置し、騒音の発生源である洗浄室については、遮音性の構造を施す等、近隣住宅への影響を極力押さえることとしている。

なお、本件事業の起業地には文化財保護法（昭和二十二年法律第二十六号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、起業者が保護のための特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、関係法令との整合性、必要面積の確保、大量の水の利用・排水処理への対応状況、道路事情・車両出入りの容易性・安全性など、社会的、経済的な要件を考慮し選定された四案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

本件施設は、富士川町学校給食センター整備基本計画において、平成三十二年七月の完成、同年九月の開設を計画している。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、町内五つの小中学校に千五百食の給食を調理後二時間以内（衛生管理基準）に喫食するために必要な機器を設置した施設を衛生管理基準上必要な区分に応じて計画したものである。これらを合算した延床面積については、平成二十一年の学校給食法改正以降に県内で建設された給食センターの規模と比較（一食あたりの面積による）しても同等なものであり、必要な範囲であると認められる。

また、建物以外の面積についても、調理後二時間以内に喫食できるようにするために必要な配送車数、現状の納入事業者等による利用状況、及び給食センター整備後の勤務職員数等から必要駐車台数を算出していることから、必要な範囲であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 富士川町教育委員会 教育総務課

山梨県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三日市場南線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市小原西字西ノ原五四七番一地从先から 山梨市小原西字西ノ原五四六番地先まで	五・八)	一〇・二)	(二〇・九)	一八・四
	二〇・九	二五・二		
				一八・四

山梨県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市小原東字立石六一五番四地先から 山梨市小原東字立石六一七番一地从先まで	五・八)	一〇・二)	(二〇・九)	一八・四
	二〇・九	二五・二		
				一八・四

山梨県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐早川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市野牛島字居村一八四五番一三 地先から 南アルプス市榎原字天王七二〇番一八地先 まで	一五・五)	一五・五)	(一四九・二)	三〇・九
	一四九・二	四六・三		
				三〇・九

山梨県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	三日市場南線	山梨市小原西字西ノ原五四七番一地从先から 山梨市小原西字西ノ原五四六番地先まで	一八・四	平成三十年八月十六日

山梨県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市小原東字立石六一五番四地先から	一八・四	平成三十年八月十六日

山梨市小原東字立石六一七番一
地先まで

山梨県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	甲斐早川線	南アルプス市徳永字押出八三番二五地先から南アルプス市野牛島字居村一八八二番一九地先まで	六六〇・〇	平成三十年八月十六日

山梨県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年九月六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	甲府山梨線	甲府市上積翠寺町字平石一〇〇三番一地从先から甲府市上積翠寺町字大日影一五二九番地先まで	四〇〇・〇	平成三十年八月十七日

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測、数値撮影（デジタル））
- 二 測量の地域 大沢川及び富士山全周
- 三 測量の期間 平成三十年七月二十日から平成三十一年三月二十九日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年八月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市下吉田二丁目千四百八十一番一、千四百八十一番三から千四百八十一番十まで、千四百九十四番三及び千四百九十四番六から千四百九十四番十二までの区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 ゴミステーション 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中巨摩郡昭和町西条十四番地一 グローバルハウス株式会社 代表取締役 森川清